

⇩ 平成16年度の税制改正

Q : 平成16年度の税制改正の内容が発表されたようですが、その概要を教えてください。

A : 次のような内容が盛り込まれています。

(1) 土地税制 (平成16年1月1日以後の譲渡について適用する。)

- ① 土地、建物の長期譲渡所得に対する税率を20% (所得税15%、住民税5%) に引き下げる。長期譲渡所得の100万円の特別控除を廃止する。
- ② 土地、建物の短期譲渡所得に対する税率を引き下げ、一律39% (所得税30%、住民税9%) とする。
- ③ 土地、建物の譲渡所得と他の所得との損益通算を廃止する。

(2) 金融・証券税制

平成16年1月1日以後に行う株式等の譲渡について、非上場株式の譲渡益に対する税率を20% (所得税15%、住民税5%) に引き下げる。

(3) 法人税制

平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰越期間を7年に延長する。

(4) 年金税制 (平成17年分以後の所得税について適用する。)

- ① 公的年金等控除の65歳以上の者の上乗せ措置を廃止する。
- ② 老年者控除を廃止する。
- ③ 老年者特別加算金として、65歳以上の者の公的年金等控除の最低保証額を50万円加算する特例措置を講ずる。

